

農振除外の申請について

(農業振興地域農用地区域の農地を農地以外のものに転用する場合)

1：提出書類について

書 類 名	必要部数	取り寄せ先
1 農振除外申請書（住所・氏名は自署）	1	産業振興課
2 土地登記全部事項証明書 （申請農地に関するもの）	1	法務局伊那支局
3 公図の写	1	法務局伊那支局
4 位置図	1	産業振興課
5 付近の見取り図（住宅地図等）	1	申請者
6 施設配置図（公図等へ建物等を図示したもの 必要面積を記入のこと）	1	申請者
7 建物等の設計図（平面図、立面図）	1	申請者
8 隣接農地関係者承諾書	1	産業振興課
9 申請確認書（地元農業委員の確認書）	1	産業振興課
10 その他必要な書類		
太陽光発電施設の設置を目的とした除外の場合は上記に加え、 「中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例」に定める下記の書類を添付		
10 太陽光発電事業計画事前協議書・添付 資料の写し	1	建設環境課・事業者
11 太陽光発電事業計画事前説明結果報告 書・添付資料の写し	1	建設環境課・事業者

※未記入・未添付の書類がある場合は、申請を受理できません。

2：事務処理の流れ

1	申請月日	2・10月末まで（年2回）
2	村農業振興審議会で審議	農業振興審議会が年に2回（11・3月）程度開催され、審議されます
3	県との事前協議	県（上伊那地域振興局）と協議します
4	事前協議承認	
5	村が公告縦覧	30日間の公告縦覧をします
6	異議申立の受付	15日間の異議申立期間を設けます
7	県との本協議	県（上伊那地域振興局）と協議します
8	県知事の同意	
9	村が公告	公告後、各申請者へ通知します
10	農地転用許可申請	農地法4条又は5条の申請をしてください

※各提出期限から農地転用認可まで6～8ヶ月かかります。